

令和3年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の
推進を図るための方針

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年度における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、目標額を300千円と設定する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

地方独立行政法人埼玉県立病院機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

(1) 調達範囲

調達を担当する者は、別紙1の対象施設等及び別紙2の対象品目の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

(2) 調達方法等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

(3) 調達実績の公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、法第9条第5項に基づき、その概要を地方独立行政法人埼玉県立病院機構のホームページで公表する。

別紙 1

【対象施設等】

区分	事業所等の種別	事業所等の概要
障害福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型・B 型 [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項]	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援 [障害者総合支援法第 5 条第 13 項]	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護 [障害者総合支援法第 5 条第 7 項]	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設 [障害者総合支援法第 5 条第 11 項]	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業所（本方針では、就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター [障害者総合支援法第 5 条第 27 項]	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を事業所
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
企業	特例子会社 [障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項]	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が 5 人以上 ②当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が 20% 以上 ③当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が 30% 以上

在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

別紙2

【対象品目の分類】

区分	事業所等の種別	事業所等の概要
物 品	① 事務用品・書籍	文房具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料	パン、弁当、飲料品類、非常食など
	③ 小物雑貨	衣類、工芸品、各種記念品、清掃用具、防災用品、花苗など
	④ その他の物品	机・椅子等の備品、家具類、車いす、杖、点字ブロック等の福祉用具など上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収など上記以外の役務